

# 「働き方改革関連法Q & A」

## ～有給休暇義務化、残業時間上限などの具体的対策～

働き方改革関連法について、事例・具体的対応策をQ & A形式にし、長時間労働の是正、有給休暇義務化など、多くの問題に対処するための留意点を中心に幅広く解説いたします。多くの皆さまのご参加お待ちしております。

- ・時間単位の有給休暇は5日の取得義務の対象にできるの？
- ・突然の退職等で、有給休暇を取得する期間が短い場合はどうすればよいの？
- ・会社が本人の意見を聴いて有給休暇の時季指定をしたのに、本人が実際に取得しなかった場合はどうなるの？
- ・管理監督者にも有給休暇を5日取得させなければいけないの？
- ・先月の残業時間が80時間の場合、今月の残業時間は何時間まで良いの？
- ・勤務間インターバル制度の「休息时间」の目安となる時間数はありますか？

などなど



長野県PRキャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ

【日時】 令和元年9月3日（火） 13:30 ～ 16:00  
(受付 13:00～)

【会場】 松本合同庁舎 502号会議室 (松本市島立1020番地)

【講師】 成迫社会保険労務士法人  
特定社会保険労務士 中谷 幸喜 氏

### 《講師紹介》

2003年、成迫社会保険労務士事務所に入社。

医療・介護分野を中心に、製造業、運送業など、幅広く労務コンサルティングにご活躍されています。

お申し込み先：長野県中信労政事務所 または 松本市労政課

申し込み方法：○ 8月23日(金)までに裏面の申込書をFAXでお送り下さい。

○ 申し込み多数の場合は先着順となりますので、ご了承ください。

受講料：無料

# 会場のご案内

## 【主催者からのお願い】

会場の駐車場に限りがあるため、できるだけ公共交通機関をご利用ください。  
(タウンズニーカー西コース「合同庁舎」下車)



～お申し込みやお問い合わせは下記主催事務局へ～

FAXの場合は、受講申込書を下記のいずれかへ送信してください

長野県中信労政事務所      FAX:0263(47)7828      電話:0263(40)1936  
松本市労政課              FAX:0263(88)7669      電話:0263(35)6286

## 令和元年度 労働フォーラム(9月3日開催) 受講申込書

組合名又は事業所名		電話	
氏名	ふりがな	労使一般別	職名
		労・使・一般	
		労・使・一般	
		労・使・一般	

※ お申し込みいただいた個人情報は、他の目的に使用することはありません。